

# **高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱及び 高松市訪問型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を 定める要綱の運用について**

## **介護予防訪問介護相当サービス**

平成28年8月16日通知（平成28年10月1日施行）

平成29年12月22日通知（平成30年4月1日施行）

令和2年7月15日通知（平成30年10月1日施行）

令和2年7月15日通知（平成31年4月1日施行）

令和2年7月15日通知（令和元年10月1日施行）

左欄について  「高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」及び「高松市訪問型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」を記載しています。	右欄について  <u>下線を付した部分</u> は高松市介護予防・日常生活支援総合事業における独自の内容です。  その他の部分は左欄で引用した厚生労働省告示等を記載しています。  上記以外は旧制度の介護予防訪問介護における通知【指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（11.9.17 老企第 25 号）】及び【指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（18.3.17 老計発第 0317001 号・老高発第 0317001 号・老老発第 0317001 号：別紙 1）】を準用してください。
---	---

# 高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

## 高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

### 第1条～第6条 (略)

(介護予防・生活支援サービス事業に要する費用の額)

第7条 介護予防・生活支援サービス事業（第1号及び第2号に掲げるサービスにあっては、指定事業者（法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者をいう。以下同じ。）が実施するものに限る。次項及び第10条において同じ。）に要する費用の額は、別表第1から別表第3までの規定により算定した単位数を合計したものに次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に定める額を乗じて得た額とする。

- (1) 訪問型サービス 10円に厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号。次号及び第3号において「単価告示」という。）に定める高松市の地域区分における介護予防訪問介護の割合を乗じて得た額
  - (2) 通所型サービス 10円に単価告示に定める高松市の地域区分における介護予防通所介護の割合を乗じて得た額
  - (3) 介護予防ケアマネジメント 10円に単価告示に定める高松市の地域区分における介護予防支援の割合を乗じて得た額
- 2 前項の規定により介護予防・生活支援サービス事業に要する費用額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

### 第8条～第14条 (略)

(変更等の届出)

第15条 指定事業者は、省令第140条の63の5第1項第1号、第2号、第4号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第8号までに掲げる事項に変更があった場合は、当該変更のあった日から10日以内に高松市介護予防・生活支援サービス事業者変更届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 指定事業者は、指定又は指定の更新に係る事業の廃止又は休止をしようとする場合は、当該廃止又は休止の日の1月前までに高松市介護予防・生活支援サービス事業者廃止・休止届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

3 指定事業者は、休止した指定又は指定の更新に係る事業を再開した場合は、当該再開の日から10日以内に高松市介護予防・生活支援サービス事業者再開届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

### ◎地域区分別1単位の単価（訪問サービス）

高松市（7級地）の場合、10.21円。

### ◎変更届の取り扱いについて（訪問介護と同じ）

変更届については、以下のとおり取扱うこととする。

(1) 4月1日時点の従業者の員数が、前年4月1日の従業者の配置状況と比較して増減があり、下記（2）の条件を全て満たす場合は、4月1日の配置状況を4月末までに提出。この場合は、上記以外の時期に従業者の員数に係る変更届の提出はありません。

#### (2) 条件

- ① 管理者の変更でないこと。
- ② サービス提供責任者の変更でないこと。
- ③ 指定の更新を受けるものでないこと。
- ④ 介護予防・日常生活支援総合事業費算定体制に変更（加算、減算）がないこと。
- ⑤ 制度改正等により従業者に係る保有資格の確認が必要な場合や指導監査の改善報告等により市が変更届の提出を求めていないこと。
- ⑥ 訪問介護、介護予防訪問介護相当サービス及び訪問型サービスAを一体的に運営する（しない）旨の運営規程の変更でないこと。

#### (3) 留意事項

##### ①運営規程の記載について

運営規程については、従業者の員数の変更の都度記載を修正すること。（市への提出は年1回だが、運営規程はその都度修正が必要。）

##### ②新規事業者の取り扱い

新規事業者の指定の翌年度については、上記（1）の「前年4月1日の従業者の配置状況」を「指定年月日の従業者の配置状況」と読み替えるものとする。

##### ③管理者、サービス提供責任者に変更が生じた場合の取り扱い

管理者、サービス提供責任者の変更が生じた場合は、従来どおり、変更届の提出が必要となる。その際に、直近の市への届出内容から従業者の員数に変更が生じている場合には、従来どおり、必要書類を添付す

# 高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

第16条～第21条 (略)

附則 (略)

別表第1 (第7条関係)

## 1 介護予防訪問介護相当サービス費又は共生型訪問型サービス費 (1回につき)

(1) 訪問型サービス費(I) 267単位

(ただし、1月において4回を超える場合は、  
1月につき1, 172単位を上限とする。)

(2) 訪問型サービス費(II) 271単位

(ただし、1月において8回を超える場合は、  
1月につき2, 342単位を上限とする。)

(3) 訪問型サービス費(III) 286単位

(ただし、1月において12回を超える場合は、  
1月につき3, 715単位を上限とする。)

注1 利用者に対して、**指定介護予防訪問介護相当サービス事業所等**（訪問基準要綱第4条第1項に規定する指定介護予防訪問介護相当サービス事業所又は訪問基準要綱第42条の3において読み替えて準用する訪問基準要綱第4条第2項に規定する指定共生型訪問型サービス事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（訪問基準要綱第4条第1項又は訪問基準要綱第42条の3において読み替えて準用する訪問基準要綱第4条第2項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が、**介護予防訪問介護相当サービス等**（介護予防訪問介護相当サービス又は共生型訪問型サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

ア 訪問型サービス費(I) 介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいい、施行規則第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）又は介護予防ケアマネジメントにより週1回の**介護予防訪問介護相当サービス等**が必要とされた者

イ 訪問型サービス費(II) 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより週2回の**介護予防訪問介護相当サービス等**が必要とされた者

ウ 訪問型サービス費(III) 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより1に掲げる回数の程度を超える**介護予防訪問介護相当サービス等**が必要とされた者（その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第2条第1項第2号に掲げる区分である者又は退院直後で集中的にサービスを利用する事が自立支援につながる場合等利用者の状態により、市長が必要と認める者に限る。）

注2 介護予防訪問介護相当サービス費又は共生型訪問型サービス費に係る算定回数の限度は、次のとおりとする。

ア 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより、週1回の利用が必要とされた者 週1回まで

イ 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメ

ること。この場合には、上記（1）の「前年4月1日の従業者の配置状況」を「管理者又はサービス提供責任者の変更年月日」と読み替える。

## ④指定の更新を受ける場合の取り扱い

指定の更新を受ける場合には、直近の市への届出内容から従業者の員数に変更が生じている場合には、変更届の提出が必要。

## ◎月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について

末尾資料1を参照。

なお、「契約日」とは「実際に契約書を交わした日」ではなく「契約の効力が生じた日」を指す。よって、利用者の了解を得た上で「契約の効力が生じる日」を月初日とした契約書を交わせば、月初日からの算定となる。

## ◎介護予防訪問介護相当サービス費に係る週の利用回数が変更となった場合の請求について

月途中で介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントの変更により、週の利用回数が変更になった場合、いざれかにおいて月額包括報酬となる場合は、包括報酬のみの請求。いざれにおいても月額包括報酬以下である場合は、各区分の単位に利用回数を乗じた単位で請求する。

例①週1回が1週目のみ1回、週2回が2週目以降で7回利用の場合  
→週2回(7回利用)が包括報酬以下のため、週1回の単位×回数+週2回の単位×回数で請求。

例②週1回が1週目のみ1回、週2回が2週目以降で9回利用の場合  
→週2回(9回利用)が包括報酬になるため、2, 342単位の包括報酬のみの請求。

【要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第2条第1項第2号に掲げる区分】

→要支援二

## ◎介護予防訪問介護相当サービス費に係る算定回数の限度

算定回数の限度（週1回まで又は週2回まで）を超えて算定することはできない。

## ◎介護予防訪問介護相当サービス費に係る週の利用回数が変更となった場合の算定回数の限度について

# 高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

ントにより、週2回の利用が必要とされた者 週2回まで	原則、月途中での変更は想定していないが、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントの変更により、週の利用回数が変更となった場合、変更日が属する週から、変更後の利用回数に応じた回数を適用する。
<b>注3 指定共生型訪問型サービス事業者が当該事業を行う事業所において、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号。以下「居宅介護従業者基準」という。）第1条第4号、第9号、第14号又は第19号から第22号までに規定する者が共生型訪問型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定し、居宅介護従業者基準第1条第5号、第10号又は第15号に規定する者が共生型訪問型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の93に相当する単位数を算定し、共生型訪問型サービスの事業を行う重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所において共生型訪問型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の93に相当する単位数を算定する。</b>	
<b>注4 指定介護予防訪問介護相当サービス事業所等の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定介護予防訪問介護相当サービス事業所等と同一建物（以下この注4において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者又は指定介護予防訪問介護相当サービス事業所等における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、介護予防訪問介護相当サービス等を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。</b>	<p>◎1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上 訪問介護と一体的に介護予防訪問介護相当サービスを行っている場合、訪問介護利用者の数も含めて計算する。 なお、訪問介護、介護予防訪問介護相当サービス及び訪問型サービスAを一体的に運営する場合、訪問介護、介護予防訪問介護相当サービス及び訪問型サービスAの利用者の数で計算する。一体的に運営しない場合、訪問型サービスAの利用者の数は含めず、訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービスの利用者の数で計算する。</p>
<b>注5 厚生労働大臣が定める地域（平成24年厚生労働省告示第120号。以下「地域告示」という。）に規定する地域に所在する指定介護予防訪問介護相当サービス事業所等（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が介護予防訪問介護相当サービス等を行った場合は、特別地域介護予防訪問介護加算として、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。</b>	<p>【厚生労働大臣が定める地域（平成24年厚生労働省告示第120号）】（概要）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域</li><li>二 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)第一条に規定する奄美群島</li><li>三 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項の規定により指定された振興山村</li><li>四 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四条第一項に規定する小笠原諸島</li><li>五 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号に規定する離島</li><li>六 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第二条第一項の規定により指定された豪雪地帯及び同条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地、過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域その他の地域のうち、人口密度が希薄であること、交通が不便であること等の理由により、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス及び同法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービス並びに同法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援及び同法第四</li></ul>

# 高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

十七条第一項第一号に規定する基準該当居宅介護支援並びに同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス及び同法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスの確保が著しく困難であると認められる地域であって、厚生労働大臣が別に定めるもの

高松市においては、男木島、女木島、大島、塩江町が該当する。

**注6 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年厚生労働省告示第83号）**以下「中山間地域告示」という。) 第1号に規定する地域に所在し、かつ、1月当たり実利用者数が5人以下の指定介護予防訪問介護相当サービス事業所等(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が介護予防訪問介護相当サービス等を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

**【厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年厚生労働省告示第83号）】（概要）**

**※注5の対象地域を除いた以下に該当する地域。**

厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成二十七年厚生労働省告示第九十三号)第二号のその他の地域であって、次のいずれかに該当する地域のうち厚生労働大臣が定める地域(平成二十四年厚生労働省告示第百二十号)に規定する地域を除いた地域

イ 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第二条第一項の規定により指定された豪雪地帯及び同条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯

ロ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地

ハ 半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域

ニ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)第二条第一項に規定する特定農山村地域

ホ 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域

高松市においては、菅沢、旧弦打村(飯田町、鶴市町、郷東町)、旧安原村(香川町東谷、香川町安原下第1号、香川町安原下第3号)が該当するが、高松市は、厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成二十七年厚生労働省告示第九十三号)第二号の七級地に該当するため、注5の加算は算定できない。

## ◎1月当たり実利用者数が5人以下

小規模事業所の要件は、サービス種類ごとに設定される。従って、介護予防訪問介護相当サービス利用者の1月当たりの平均実利用者数を計算する。

## 【中山間地域告示第2号に規定する地域】

注5及び注6の地域。

※この加算を算定する利用者については、通常の実施地域を超えた際の交通費の支払を受けることはできない。

**注7 指定介護予防訪問介護相当サービス事業所等の訪問介護員等が、中山間地域告示第2号に規定する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域(訪問基準要綱第25条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。以下この表において同じ。)を越えて、介護予防訪問介護相当サービス等を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。**

**注8 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防訪問介護相当サービス費又は共生型訪問型サービス費は、算定しない。**

**注9 利用者が一の指定介護予防訪問介護相当サービス事業所等において介護予防訪問介護相当サービス等を受けている間は、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所等以外の指定介護予防訪問介護相当サービス事業所等が介護予防訪問介護相当サービス等を行った**

**◎総合事業の同時算定の可否について**  
末尾資料2を参照。

# 高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

場合に、介護予防訪問介護相当サービス費又は共生型訪問型サービス費は、算定しない。

注10 利用者が一の指定介護予防訪問介護相当サービス事業所等において介護予防訪問介護相当サービス等を受けている間は、指定訪問型サービスA事業所（訪問基準要綱第44条第1項に規定する指定訪問型サービスA事業所をいう。以下同じ。）が訪問型サービスAを行った場合に、訪問型サービスA費は、算定しない。

## (4) 初回加算 200単位

注 指定介護予防訪問介護相当サービス事業所等において、新規に介護予防訪問介護相当サービス計画等（訪問基準要綱第37条第2項第1号に規定する介護予防訪問介護相当サービス計画又は訪問基準要綱第42条の3において読み替えて準用する訪問基準要綱第37条第2項第1号に規定する共生型訪問型サービス計画をいう。以下同じ。）を作成した利用者に対して、サービス提供責任者（訪問基準要綱第4条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。）が初回若しくは初回の介護予防訪問介護相当サービス等を行った日の属する月に介護予防訪問介護相当サービス等を行った場合又は当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所等のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の介護予防訪問介護相当サービス等を行った日の属する月に介護予防訪問介護相当サービス等を行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

## (5) 生活機能向上連携加算

- ア 生活機能向上連携加算（I） 100単位  
イ 生活機能向上連携加算（II） 200単位

注1 アについて、サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス基準」という。）第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第1項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。）の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした介護予防訪問介護相当サービス計画又は共生型訪問型サービス計画を作成し、当該介護予防訪問介護相当サービス計画又は当該共生型訪問型サービス計画に基づく介護予防訪問介護相当サービス又は共生型訪問型サービスを行ったときは、初回の当該介護予防訪問介護相当サービス又は当該共生型訪問型サービスが行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

注2 イについて、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介

## ◎生活機能向上連携加算

【指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（12.3.1老企第36号】第2の2（21）に準じる。】

【指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 第79条第1項】

指定介護予防訪問リハビリテーションの事業を行う者は、当該事業を行う事業所ごとに置くべき従業員の員数は、次のとおりとする。

- 一 医師 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数

- 二 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1以上

【指定介護予防サービス基準第117条第1項】

指定介護予防通所リハビリテーションの事業を行う者は、当該事業を行う事業所ごとに置くべき指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる従業者の員数は、次のとおりとする。

- 一 医師 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数

- 二 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師若しくは介護職員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数

（イ、ロ 略）

# 高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

護予防サービス基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)、指定介護予防通所リハビリテーション(指定介護予防サービス基準第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした介護予防訪問介護相当サービス計画又は共生型訪問型サービス計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該介護予防訪問介護相当サービス計画又は当該共生型訪問型サービス計画に基づく介護予防訪問介護相当サービス又は共生型訪問型サービスを行ったときは、初回の当該介護予防訪問介護相当サービス又は当該共生型訪問型サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、アを算定している場合は、算定しない。

## (6) 介護職員待遇改善加算

注 厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号。以下「基準告示」という。) 第4号に規定する基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定介護予防訪問介護相当サービス事業所等が、利用者に対し、介護予防訪問介護相当サービス等を行った場合は、次のアからオまでに掲げる区分に従い、令和3年3月31日までの間、それぞれアからオまでに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員待遇改善加算(I) 前各号の規定により算定した単位数の1,000分の137に相当する単位数

イ 介護職員待遇改善加算(II) 前各号の規定により算定した単位数の1,000分の100に相当する単位数

ウ 介護職員待遇改善加算(III) 前各号の規定により算定した単位数の1,000分の55に相当する単位数

エ 介護職員待遇改善加算(IV) ウの規定により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

オ 介護職員待遇改善加算(V) ウの規定により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

## 【指定介護予防サービス基準第78条】

指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問リハビリテーションの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

## 【指定介護予防サービス基準第116条】

指定介護予防サービスに該当する介護予防通所リハビリテーションの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

## 【厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号) 第4号】

### イ 介護職員待遇改善加算(I)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が介護職員待遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(2) 指定訪問介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の待遇改善の計画等を記載した介護職員待遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)にあっては、指定都市又は中核市の市長。第三十五号及び第六十五号を除き、以下同じ。)に届け出ていること。

(3) 介護職員待遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) 当該指定訪問介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の待遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

(6) 当該指定訪問介護事業所において、労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第十条第二項に規定す

# 高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(6)の2 介護職員等特定処遇改善加算 注1 基準告示第4号の2に規定する基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定介護予防訪問介護相当サービス	る労働保険料をいう。以下同じ。) の納付が適正に行われていること。 (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (一) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 (二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 (四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。 (五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 (六) (五)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (8) 平成二十七年四月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。 <b>ロ 介護職員処遇改善加算(II)</b> イ (1)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。 <b>ハ 介護職員処遇改善加算(III)</b> 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) イ (1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。 (2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。 (3) 平成二十年十月からイ(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。 <b>ニ 介護職員処遇改善加算(IV)</b> イ (1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつハ(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。 <b>ホ 介護職員処遇改善加算(V)</b> イ (1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
	【厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)第4号の2】 イ 介護職員等特定処遇改善加算(I)

# 高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

事業所等が、利用者に対し、介護予防訪問介護相当サービス等を行った場合は、次のア又はイに掲げる区分に従い、それぞれア又はイに掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 第1号から第5号までの規定により算定した単位数の1,000分の63に相当する単位数

イ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 第1号から第5号までの規定により算定した単位数の1,000分の42に相当する単位数

注2 前号アからウまでのいずれかを算定していることを要件とする。

注3 アついては、事業所が、その併設する指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第5条に規定する指定訪問介護事業所をいう。）において特定事業所加算(Ⅰ)（基準告示第3号イに規定する特定事業所加算(Ⅰ)をいう。）又は特定事業所加算(Ⅱ)（基準告示第3号ロに規定する特定事業所加算(Ⅱ)をいう。）を算定していることを要件とする。

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 介護福祉士であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者（以下「経験・技能のある介護職員」という。）のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。

(二) 指定訪問介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。

(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。

(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らないこと。

(2) 当該指定訪問介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) 当該指定訪問介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) 訪問介護費における特定事業所加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれかを算定していること。

(6) 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成20年10月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)  
イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(6)の3 生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において前各号の単位数は算定しない。

(7) 第9条に規定する合計額の算定に当たっては、第1号

# 高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

から第3号までの注3から注5まで、第6号及び第6号の  
2の規定による加算の合計額を控除するものとする。

2 訪問型サービスA費 (略)

別表第2 (第7条関係) (略)

別表第3 (第7条関係) (略)

## 附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

# 高松市訪問型サービスの 人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

高松市訪問型サービスの 人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

## 第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「省令」という。）第 140 条の 6 の 6 及び高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成 28 年 10 月 1 日施行。以下「実施要綱」という。）第 13 条第 4 項及び第 17 条第 5 項の規定に基づき、実施要綱第 3 条第 1 号アに規定する訪問型サービスを実施する事業者等の指定及び届出に係る人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（一般原則）

第 2 条 指定事業者（**介護保険法**（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）**第 115 条の 45 の 3 第 1 項**の指定又は**第 115 条の 45 の 6 第 1 項**の指定の更新を受けた者をいう。以下同じ。）及び訪問型サービス B を実施する者（以下「指定事業者等」という。）は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定事業者等は、訪問型サービスを運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の介護予防・生活支援サービスを実施する者（以下「介護予防・生活支援サービス事業者」という。）その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

## 第 2 章 介護予防訪問介護相当サービスの基準

### 第 1 節 基本方針

第 3 条 介護予防訪問介護相当サービスは、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

### 第 2 節 人員に関する基準

（訪問介護員等の員数）

第 4 条 介護予防訪問相当サービスを行う者（以下「指定介護予防訪問介護相当サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問介護相当サービス事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たる介護福祉士又は法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5 以上とする。

### 【介護保険法第 115 条の 45 の 3 第 1 項】

市町村は、第一号事業（第一号介護予防支援事業にあつては、居宅要支援被保険者に係るものに限る。）についてには、居宅要支援被保険者等が、当該市町村の長が指定する者（以下「指定事業者」という。）の当該指定に係る第一号事業を行う事業所により行われる当該第一号事業を利用した場合において、当該居宅要支援被保険者等に対し、当該第一号事業に要した費用について、第一号事業支給費を支給することにより行うことができる。

### 【介護保険法第 115 条の 45 の 6 第 1 項】

指定事業者の指定は、厚生労働省令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

### ◎訪問介護員等には、次のいずれかの資格が必要。

（「※」は、現在研修が行われていない）

- ・介護福祉士
- ・実務者研修修了者
- ・介護職員基礎研修課程修了者（※）
- ・訪問介護員養成研修 1 級課程修了者（※）
- ・訪問介護員養成研修 2 級課程修了者（※）
- ・介護職員初任者研修修了者
- ・看護師、准看護師

（看護師等の資格を有する者を訪問介護員として雇用する場合については、訪問介護員として雇用されるのであって、保健師助産師看護師法に規定されている診療の補助及び療養上の世話の業務（社会福祉士法及び介護福祉士法

# 高松市訪問型サービスの 人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

(昭和 62 年法律第 30 号) の規定に基づく、自らの事業又はその一環として、たんの吸引等（口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内の喀痰吸引、胃ろう又は胃ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養をいう。）の業務を行うための登録を受けている事業所において実施されるたんの吸引等の業務を除く。）を行うものではない。）

・生活援助従事者養成研修修了者（身体介護を除く）

## 【介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者】

※介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）

### 第 3 条

法第八条第二項の政令で定める者は、次の各号に掲げる研修の課程を修了し、それぞれ当該各号に定める者から当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者とする。

- 一 都道府県知事の行う介護員の養成に関する研修  
当該都道府県知事
- 二 都道府県知事が指定する者の行う研修であって厚生労働省令で定める基準に適合するものとして都道府県知事の指定を受けたもの 当該介護員養成研修事業者

## ◎常勤換算方法

当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が訪問介護と訪問看護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業者が訪問介護員等と看護師等を兼務する場合、訪問介護員等の勤務延時間数には、訪問介護員等としての勤務時間だけを算入することとなるものであること。

ただし、訪問介護員、介護予防訪問介護相当サービスの訪問介護員としての勤務時間は合計して計算しても差し支えない。

なお、時間外労働（労働基準法における法定労働時間を超える労働）の時間は含めない。

また、訪問介護、介護予防訪問介護相当サービス及び訪問型サービス A を一体的に運営する場合においては、訪問介護員、介護予防訪問介護相当サービス及び訪問型サービス A の訪問介護員としての勤務時間は合計して計算しても差し支えない。ただし、研修 A 修了者、研修 B 修了者、研修 C 修了者及び家政士の勤務時間は含めない。

## ◎同一の事業所において一体的に運営されている場合

訪問基準要綱第 44 条第 5 項における「一体的に運営」とは、訪問介護、介護予防訪問介護相当サービス及び訪問型サービス A (A-1) の指定を併せて受け、同一事業所において一体的に運営していることに加え、運営規程において、その旨を設定している場合を指すものとする。

また、訪問介護、介護予防訪問介護相当サービス及び訪問型サービス A を一体的に運営する（しない）旨の運営規程の変更を行った場合も変更届の提出が必要である。

## ◎サービス提供責任者の配置

末尾資料 3 (介護報酬の解釈 2 指定基準編 (H27.4 版) p 50 の、別表 1 より一部抜粋した図) を参照。

## ◎利用者の数

- 2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号。以下「指定居宅サ

# 高松市訪問型サービスの 人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

ービス等基準」という。) 第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。) の指定を併せて受け、かつ、介護予防訪問介護相当サービスと指定訪問介護(指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。) の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における介護予防訪問介護サービス事業及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。) の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第2項のサービス提供責任者は介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であって、専ら介護予防訪問介護相当サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する介護予防訪問介護相当サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。)又は指定夜間対応型訪問介護事業所(指定地域密着型サービス基準第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。)に従事することができる。

5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定介護予防訪問介護相当サービス事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。

6 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防訪問介護相当サービスと指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第5条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができ

訪問介護、介護予防訪問介護相当サービス及び訪問型サービスAを一体的に運営している場合においては、訪問型サービスAの利用者は0.5人として計算する。

## 【厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者】

(平成24年3月13日 厚生労働省告示第118号、改正;平成30年3月22日 厚生労働省告示第78号)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)第五条第四項及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号)第五条第四項に規定する厚生労働大臣が定める者は次に掲げる者とする。

- 一 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第四十条第二項第二号の指定を受けた学校又は養成施設において一月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した者
- 二 介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成二十四年厚生労働省令第二十五号)による改正前の介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第二十二条の二十三第一項に規定する介護職員基礎研修課程又は一級課程を修了した者

三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号)第五条第二項に規定するサービス提供責任者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)第三十九条の二に規定する共生型訪問介護の提供に当たる者に限る。)

## ◎サービス提供責任者の配置

末尾資料4(介護報酬の解釈\_2指定基準編(H27.4版)p50の、別表2より一部抜粋した図)を参照。

## ◎利用者の数

訪問介護、介護予防訪問介護相当サービス及び訪問型サービスAを一体的に運営している場合においては、訪問型サービスAの利用者は0.5人として計算する。

## ◎管理者の兼務について

末尾資料5を参照。

# 高松市訪問型サービスの 人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

<p>きるものとする。</p> <p>第3節 設備に関する基準 (設備及び備品等)</p> <p>第6条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、介護予防訪問介護相当 サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防訪問介護相当サービスと指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、<b>指定居宅サービス等基準第7条第1項</b>に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>第4節 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第7条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第25条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要な事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるものの</p> <p>ア 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>イ 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要な事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要な事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)</p> <p>(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要な事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>5 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、第2項の規定に</p>	<p>【指定居宅サービス等基準第7条第1項】</p> <p>指定訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p>
--	--

# 高松市訪問型サービスの 人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

<p>より第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) 第2項各号に規定する方法のうち指定介護予防訪問介護相当サービス事業者が使用するもの</p> <p>(2) ファイルへの記録の方式</p> <p>6 前項の規定による承諾を得た指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p>(提供拒否の禁止)</p> <p>第8条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、正当な理由なく介護予防訪問介護相当サービスの提供を拒んではならない。 (サービス提供困難時の対応)</p> <p>第9条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な介護予防訪問介護相当サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問介護相当サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(受給資格等の確認)</p> <p>第10条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する介護保険被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定又は事業対象者の確認(以下「要支援認定等」という。)の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。</p> <p>2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前項の介護保険被保険者証に、法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護予防訪問介護相当サービスを提供するように努めなければならない。</p> <p>(要支援認定等の申請に係る援助)</p> <p>第11条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント(これらに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第12条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。)第30条</p>	<p>【介護保険法第115条の3第2項】 (指定介護予防サービスの事業の基準) 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを受けようとする被保険者から提示された被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、当該被保険者に当該指定介護予防サービスを提供するように努めなければならない。</p> <p>【指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 第30条第9号】(概要) 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防</p>
--	--

## 高松市訪問型サービスの 人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

<p>第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。) 等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(介護予防支援事業者との連携)</p> <p>第13条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(第1号事業支給費の支給を受けるための援助)</p> <p>第14条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、利用申込者が省令第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントの作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントに沿ったサービスの提供)</p> <p>第15条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防サービス計画(省令第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。)又は介護予防ケアマネジメントが作成されている場合は、当該計画等に沿った介護予防訪問介護相当サービスを提供しなければならない。</p> <p>(介護予防サービス計画等の変更の援助)</p> <p>第16条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者が介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントの変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(身分を証する書類の携行)</p> <p>第17条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。</p> <p>(サービスの提供の記録)</p> <p>第18条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスを提供した際には、当該介護予防訪問介護相当サービスの提供日及び内容、当該介護予防訪問介護相当サービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントを記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。</p> <p>(利用料等の受領)</p>	<p>サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を召集して行う会議をいう。) の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるができるものとする。</p> <p><b>【介護保険法施行規則(省令) 第83条の9各号のいずれにも該当しないとき】</b> 介護予防サービス費の支給の要件を満たしていないとき。</p>
---	--

# 高松市訪問型サービスの 人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

<p>第19条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービス（法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業者に支払われる場合の当該第1号事業支給費に係る介護予防訪問介護相当サービスをいう。以下同じ。）に該当する介護予防訪問介護相当サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該介護予防訪問介護相当サービスに係る第1号事業に要する費用から当該介護予防訪問介護相当サービス事業者に支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない介護予防訪問介護相当サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、介護予防訪問介護相当サービスに係る第1号事業支給費との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において介護予防訪問介護相当サービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>4 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。 (保険給付の請求のための証明書の交付)</p> <p>第20条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない介護予防訪問介護相当サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した介護予防訪問介護相当サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。 (同居家族に対するサービス提供の禁止)</p> <p>第21条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する介護予防訪問介護相当サービスの提供をさせてはならない。 (利用者に関する市への通知)</p> <p>第22条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。</p> <p>(1) 正当な理由なしに介護予防訪問介護相当サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 (緊急時等の対応)</p> <p>第23条 訪問介護員等は、現に介護予防訪問介護相当サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。 (管理者及びサービス提供責任者の責務)</p> <p>第24条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>3 サービス提供責任者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 介護予防訪問介護相当サービスの利用の申込みに係る調整をすること。</p>	<p><b>【介護保険法第115条45の3第3項の規定】</b> 代理受領の規定。</p>
---	---

# 高松市訪問型サービスの 人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

<p>(2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。</p> <p>(2)の2 介護予防支援事業者等に対し、介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。</p> <p>(3) サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者との連携に関すること。</p> <p>(4) 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。</p> <p>(5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。</p> <p>(6) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。</p> <p>(7) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。</p> <p>(8) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。</p> <p>（運営規程）</p> <p>第25条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 事業の目的及び運営の方針</li><li>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</li><li>(3) 営業日及び営業時間</li><li>(4) 介護予防訪問介護相当サービスの内容及び利用料その他の費用の額</li><li>(5) 通常の事業の実施地域</li><li>(6) 緊急時等における対応方法</li><li>(7) その他運営に関する重要な事項</li></ul> <p>（介護等の総合的な提供）</p> <p>第26条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスの運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏することがあってはならない。</p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第27条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対し適切な介護予防訪問介護相当サービスを提供できるよう、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならぬ。</p> <p>2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の訪問介護員等によって介護予防訪問介護相当サービスを提供しなければならない。</p> <p>3 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、従業者の資質の向上のために、毎年具体的な研修計画を作成し、当該研修計画に基づき全ての従業者に対して研修を実施し、当該研修の結果を記録するほか、従業者の研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>（衛生管理等）</p> <p>第28条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。</p> <p>（掲示）</p> <p>第29条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の見やすい場所に、第25条に規定する重要な事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。</p>	
---	--

# 高松市訪問型サービスの 人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

<p>(秘密保持等)</p> <p>第30条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならぬ。</p> <p>(広告)</p> <p>第31条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。</p> <p>(不当な働きかけの禁止)</p> <p>第31条の2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントの作成又は変更に関し、指定介護予防支援事業所（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第2条に規定する指定介護予防支援事業所をいう。）の介護支援専門員又は実施要綱第5条第1項各号に掲げる者に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。</p> <p>(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)</p> <p>第32条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>(苦情処理)</p> <p>第33条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、提供した介護予防訪問介護相当サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>3 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、提供した介護予防訪問介護相当サービスに関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>4 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。</p> <p>5 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、提供した介護予</p>	<p><b>【指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 第2条】</b></p> <p>指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員を置かなければならない。</p> <p><b>【介護保険法第23条】</b></p> <p>市町村は、保険給付に関して必要があると認めるときは、当該保険給付を受ける者若しくは当該保険給付に係る居宅サービス等（居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）、施設サービス、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）若しくは介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）をいう。以下同じ。）を担当する者若しくは保険給付に係る第四十五条第一項に規定する住宅改修を行う者又はこれらの者であった者（第二十四条の二第一項第一号において「照会等対象者」という。）に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができる。</p>
---	--

# 高松市訪問型サービスの 人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

<p>防訪問介護相当サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う<b>法第176条第1項第3号</b>の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p>	
<p>6 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。 (地域との連携)</p>	<p><b>【介護保険法第176条第1項第3号】</b> 指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定施設サービス等、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス及び指定介護予防支援の質の向上に関する調査並びに指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者に対する必要な指導及び助言</p>
<p>第34条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した介護予防訪問介護相当サービスに関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p>	
<p>(事故発生時の対応) 第35条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する介護予防訪問介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 3 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する介護予防訪問介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>	
<p>(会計の区分) 第36条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、介護予防訪問介護相当サービスの会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。</p>	
<p>(記録の整備) 第37条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。 2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する介護予防訪問介護相当サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 介護予防訪問介護相当サービス計画 (2) 第18条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 第22条に規定する市への通知に係る記録 (4) 第33条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (5) 第35条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (非常災害対策に関する具体的な計画の概要の掲示)</p>	
<p>第38条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、非常災害対策に関する具体的な計画を作成し、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の見やすい場所に、その概要を掲示しなければならない。 (非常災害時の連携協力体制の整備) 第39条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、非常災害時の利用者の安全の確保を図るために、あらかじめ、他の介護予防・生活支援サービス事業者間の及び市、その他の地方公共団体、</p>	

# 高松市訪問型サービスの 人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

<p>関係機関、地域住民等との連携協力体制を整備するよう努めなければならない。</p> <p>第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (介護予防訪問介護相当サービスの基本取扱方針)</p> <p>第40条 介護予防訪問介護相当サービスは、利用者の介護予防 (法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。)に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならぬ。</p> <p>2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、自らその提供する介護予防訪問介護相当サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>3 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業者に係る業務の一層の改善を進めるため、定期的に外部の者による評価を受けるよう努めなければならない。</p> <p>4 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。</p> <p>5 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。</p> <p>6 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。</p> <p>(介護予防訪問介護相当サービスの具体的取扱方針)</p> <p>第41条 訪問介護員等の行う介護予防訪問介護相当サービスの方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。</p> <p>(2) サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護予防訪問介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問介護相当サービス計画を作成するものとする。</p> <p>(3) 介護予防訪問介護相当サービス計画は、既に介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントが作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。</p> <p>(4) サービス提供責任者は、介護予防訪問介護相当サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>(5) サービス提供責任者は、介護予防訪問介護相当サービス計画を作成した際には、当該介護予防訪問介護相当サービス計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>(6) 介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防訪問介護相当サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。</p> <p>(7) 介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを目指し、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。</p> <p>(8) 介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提</p>	<p><b>【介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防】</b> 身体上又は精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について常時介護を要し、又は日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止をいう。</p>
---	--

# 高松市訪問型サービスの 人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

<p>供を行うものとする。</p> <p>(9) サービス提供責任者は、介護予防訪問介護相当サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防訪問介護相当サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防訪問介護相当サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防訪問介護相当サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。</p> <p>(10) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントを作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。</p> <p>(11) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問介護相当サービス計画の変更を行うものとする。</p> <p>(12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問介護相当サービス計画の変更について準用する。 (介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっての留意点)</p> <p>第42条 介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。</p> <p>(1) 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントにおけるアセスメント（<b>指定介護予防支援等基準第30条第7号</b>に規定するアセスメントをいう。）において把握された課題、介護予防訪問介護相当サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。</p> <p>(2) 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。</p>	<p><b>◎指定介護予防支援事業者への報告について</b> 利用者の状態やサービス利用回数等報告は、文書にて、<b>指定介護予防支援事業者</b>の担当ケアマネジャーに行うこと。</p> <p><b>【指定介護予防支援等基準第30条第7号】</b> 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日号外厚生労働省令第37号）</p> <p>担当職員は、<b>前号</b>に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。</p> <p>※<b>前号</b> 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる各領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に發揮し、利用者が自立した日常生活を営むができるよう支援すべき総合的な課題を把握しなければならない。</p> <p>イ 運動及び移動 ロ 家庭生活を含む日常生活 ハ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション ニ 健康管理</p>
---	---

# 高松市訪問型サービスの 人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

<p>第2章の2 共生型訪問型サービスの基準 (共生型訪問型サービスの基準)</p> <p>第42条の2 共生型訪問型サービスの事業を行う指定居宅介護事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。)第5条第1項に規定する指定居宅介護事業者をいう。)及び重度訪問介護(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。第1号において同じ。)に係る指定障害福祉サービス(同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。第1号において同じ。)の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指定居宅介護事業所(指定障害福祉サービス等基準第5条第1項に規定する指定居宅介護事業所をいう。)又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所(以下この号において「指定居宅介護事業所等」という。)の従業者の員数が、当該指定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介護(指定障害福祉サービス等基準第4条第1項に規定する指定居宅介護をいう。)又は重度訪問介護(以下この号において「指定居宅介護等」という。)の利用者の数を指定居宅介護等の利用者及び共生型訪問型サービスの利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。</p> <p>(2) 共生型訪問型サービスの利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>(準用)</p> <p>第42条の3 第3条、第4条(第1項を除く。)及び第5条並びに前章第4節及び第5節の規定は、共生型訪問型サービスの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問介護相当サービス」とあるのは「共生型訪問型サービス」と、「指定介護予防訪問介護相当サービス事業者」とあるのは「指定共生型訪問型サービス事業者」と、「指定介護予防訪問介護相当サービス事業所」とあるのは「指定共生型訪問型サービス事業所」と、第4条第2項中「指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者」とあるのは「共生型訪問型サービスを行う者(以下「指定共生型訪問型サービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定共生型訪問型サービス事業所」という。)ごとに、常勤の訪問介護員等(共生型訪問型サービスの提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者(生活援助従事者研修課程の修了者を除く。)をいう。以下この章において同じ。)のうち、利用者(共生型訪問型サービスの利用者及び指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの利用者をいい。)と、「指定訪問介護の」とあるのは「共生型訪問型サービス及び指定居宅介護若しくは重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの」と、第37条及び第41条中「介護予防訪問介護相当サービス計画」とあるのは「共生型訪問型サービス計画」と読み替えるものとする。</p>	<p>第3章 通所型サービスAの基準 (略)</p> <p>第4章 通所型サービスBの基準 (略)</p> <p>第5章 通所型サービスCの基準 (略)</p> <p>附 則 この要綱は、平成28年10月1日から施行する。</p>
---	---

## 高松市訪問型サービスの 人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

### 附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(資料1) : 月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について

(平成27年3月31日老健局介護保険計画課・振興課・老人保健課／事務連絡・I 資料9) より抜粋

- 以下の対象事由に該当する場合、日割りで算定する。該当しない場合は、月額包括報酬で算定する。
- 日割りの算定方法については、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象期間(※)に応じた日数による日割りとする。具体的には、用意された日額のサービスコードの単位数に、サービス算定対象日数を乗じて単位数を算定する。

※サービス算定対象期間：月の途中に開始した場合は、起算日から月末までの期間。  
月の途中に終了した場合は、月初から起算日までの期間。

<対象事由と起算日>

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2
介護予防・日常生活支援総合事業	・区分変更(要支援Ⅰ ⇄ 要支援Ⅱ)	変更日
	・区分変更(事業対象者→要支援)	
	・区分変更(要介護→要支援)	契約日
	・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1)	
	・事業開始(指定有効期間開始)	
	・事業所指定効力停止の解除	
	・利用者との契約開始	契約日
	・介護予防訪問介護の契約解除(月額報酬対象サービスが、訪問型サービス(みなし)、訪問型サービス(独自)の場合)	契約解除日の翌日
	・介護予防通所介護の契約解除(月額報酬対象サービスが、通所型サービス(みなし)、通所型サービス(独自)の場合)	
	・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居(※1)	退居日の翌日
※月額包括報酬の単位とした場合	・介護予防小規模多機能型住宅介護の契約解除(※1)	契約解除日の翌日
	・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所(※1)	退所日の翌日
	・区分変更(要支援Ⅰ ⇄ 要支援Ⅱ)	変更日
	・区分変更(事業対象者→要支援)	
	・区分変更(事業対象者→要介護)	契約解除日
	・区分変更(要支援→要介護)	
	・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1)	(廃止・満了日) (開始日)
	・事業廢止(指定有効期間満了)	
	・事業所指定効力停止の開始	
	・利用者との契約解除	契約解除日
終了	・介護予防訪問介護の契約開始(月額報酬対象サービスが、訪問型サービス(みなし)、訪問型サービス(独自)の場合)	サービス提供日の前日
	・介護予防通所介護の契約開始(月額報酬対象サービスが、通所型サービス(みなし)、通所型サービス(独自)の場合)	
	・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居(※1)	入居日の前日
	・介護予防小規模多機能型住宅介護の利用者の登録開始(※1)	サービス提供日(通い、訪問又は宿泊)の前日
	・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所(※1)	入所日の前日

月額報酬対象サービス	月途中の事由		起算日※2
月額報酬対象サービス全て (居宅介護支援費、介護予防支援費及び日割り計算用サービスコードがない加算を除く)	開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公費適用の有効期間開始</li> <li>・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)</li> </ul>	開始日 資格取得日
	終了	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公費適用の有効期間終了</li> </ul>	終了日
居宅介護支援費 介護予防支援費 介護予防ケアマネジメント費 日割り計算用サービスコードがない加算	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日割りは行わない。</li> <li>・月の途中で、事業者の変更がある場合は、変更後の事業者のみ月額包括報酬の算定を可能とする。(※1)</li> <li>・月の途中で、要介護度に変更がある場合は、月末における要介護度に応じた報酬を算定するものとする。</li> <li>・月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。</li> </ul>	-

※1 ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。なお、保険者とは、政令市又は広域連合の場合は、構成市区町村ではなく、政令市又は広域連合を示す。

※2 終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日となる。

(資料2) : 総合事業の同時算定の可否について

## 総合事業間の同時算定の可否について

	介護予防 訪問介護 相当サー ビス	訪問型 サービス A	訪問型 サービス B	訪問型 サービス C
介護予防訪問介護相当サービス	×	×	○	○
訪問型サービスA	×	○	○	○
訪問型サービスB	○	○	○	○
訪問型サービスC	○	○	○	○

(資料3)：常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数

別表1

利用者の数	常勤換算方法によらない場合に必要となる常勤のサービス提供責任者数	常勤換算方法を採用する場合に必要となる常勤のサービス提供責任者数	備考
40人以下	1	1	
40人超80人以下	2	1	
80人超120人以下	3	2	
120人超160人以下	4	3	
160人超200人以下	5	4	
200人超240人以下	6	4	
240人超280人以下	7	5	
280人超320人以下	8	6	
320人超360人以下	9	6	
360人超400人以下	10	7	
400人超440人以下	11	8	
440人超480人以下	12	8	
480人超520人以下	13	9	
520人超560人以下	14	10	
560人超600人以下	15	10	
600人超640人以下	16	11	

サービス提供責任者として配置できる非常勤職員は、常勤の2分の1以上の勤務時間に達している者でなければならない

(資料4)：常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数（居宅基準第5条第5項の規定の適用を受ける指定訪問介護事業所の場合）

別表2

利用者の数	居宅基準第5条第5項の規定の適用を受ける訪問介護事業所が置かなければならぬ常勤のサービス提供責任者数	常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数	備考
50人以下	3	3	
50人超100人以下	3	3	
100人超150人以下	3	3	
150人超200人以下	4	3	
200人超250人以下	5	4	
250人超300人以下	6	4	
300人超350人以下	7	5	
350人超400人以下	8	6	
400人超450人以下	9	6	
450人超500人以下	10	7	
500人超550人以下	11	8	
550人超600人以下	12	8	
600人超650人以下	13	9	

サービス提供責任者として配置できる非常勤職員は、常勤の2分の1以上の勤務時間に達している者でなければならない

## 訪問介護と総合事業の管理者の兼務について

### ①(介護予防)訪問介護・介護予防訪問介護相当サービスの管理者が兼務できる職務の範囲

	(介護予防)訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス	訪問型サービスA
管理者	●	同一建物又は隣接する場合に限る
直接提供職員		

又は

	(介護予防)訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス	訪問型サービスA
管理者	●	
直接提供職員		

### ②訪問型サービスAの管理者が兼務できる職務の範囲

	(介護予防)訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス	訪問型サービスA
管理者	同一建物又は隣接する場合に限る	●
直接提供職員		

又は

	(介護予防)訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス	訪問型サービスA
管理者		●
直接提供職員		

※「●」が当該管理者を示しており、網掛け部分が兼務可能な範囲である。

※なお、①～②のいずれの場合も、兼務するそれぞれのサービスで勤務時間を区分する必要がある。

例:「(介護予防)訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス」に従事した勤務時間 9:00～12:00

「訪問型サービスA」に従事した勤務時間13:00～18:00

※ただし、訪問介護、介護予防訪問介護相当サービス及び訪問型サービスAを一体的に運営する場合は、①及び②

において管理者が兼務できる職務の範囲について制限はありません。